

**令和6年度東扇島利便施設誘致事業 コンビニエンスストア等事業者募集  
に係る質問書への回答**

No.	質問内容	回答
1	既存建物・埋設設備（浄化槽、配管、各基礎等）は撤去された更地状態での引渡しとなるのか。	原則、全て撤去された更地状態での引渡しとなります。 ただし、現行事業者と調整し、新事業者が既存施設を譲り受けることを妨げるものではありません。（なお、施設を譲り受けた場合、今回の契約終期における原状回復は平成21年度の当初契約のものを指します。）
2	既存施設が残置となった場合、施設図面を提供いただけるか。	既存施設を譲り受ける場合、譲渡事業者と調整してください。
3	運営事業者決定後、既存建物建設時の図面（地盤調査データ等）の閲覧は可能か。	市所有の図面であれば提供可能ですが、現行事業者所有の図面は、別途調整をお願いいたします。
4	整備の支障となる埋設物が発見された場合は、C工事にて撤去となるのか。	事業者側で発注から工事まで実施いただきます。また、費用も事業者負担にて実施いただきます。
5	貸付開始日から店舗のオープン日までの制約はあるか。	特段制約はありませんが、川崎マリエン利用者や周辺事業者への影響を最低限とするため、早めのオープンに努めてください。
6	覚書案第22条に記載のある本件土地の修繕義務に関して、実施前に市へ必要な手続きはあるか。	工事許可申請等が必要になりますので、事前に市へご相談いただきます。
7	連帯保証人免除の場合、契約保証金は賃料月額19か月分と契約期間の賃料総額の10分の1の合計額という認識でよいか。	ご認識のとおり、賃料月額19か月分と賃料総額の10分の1の合計額を契約保証金として納入いただきます。
8	営業許可とはどのようなものを指しているか。	本事業の運営内容に即した直近の営業許可の写しをご提出ください。
9	コンビニエンスストア用地に埋設されている港湾管理用ケーブルの図面を提供できるか。	別紙図面をご確認ください。事業者決定後に詳細図面を提示します。
10	港湾管理用ケーブル埋設直上に建築物工作物の設置は可能か。	ケーブル埋設直上及びそこから1mの範囲内には建築物工作物を設置することはできません。

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課 田中

電話 044-200-3062

FAX 044-200-3981

E-mail 58keiki@city.kawasaki.jp